TOKYO GAS

住宅用火災警報器(煙式)

自動試験機能付　　日本消防検定協会鑑定合格品

品名 **SC-K921B-K**　　型式名 **SA-173E**

取扱説明書

本品をご採用いただきありがとうございます。
ご使用になる前に、この取扱説明書を最後までお読みいただき、正しくお使いください。
お読みになった後は、お使いになる方がいつでも見られるところに必ず保管してください。
なお、万一、本書を紛失されたときは、お買い求めの販売店または東京ガスにお問い合わせください。

- ●換気扇などにより煙が吸引され、煙感知部の煙が一定濃度以上にならないときは、警報機能が働きません。
- ●火災の発生を未然に防止する装置ではありません。
  火災などによる損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。
- ●警報器を取り付けていない部屋は、火災の監視ができません。
- ●日本消防検定協会の試験に合格した鑑定品です。
- ●消防法で定める住宅用防災警報器として設置できます。
- ●消防法に規定された「自動火災報知設備」には代用できません。

■警報器の登録について

この警報器はコンピューターに登録させていただきます。

■この警報器の設置情報(取付年月日、お客さま番号、機器名、設置場所等)は、販売店を通じ東京ガスのコンピューターに登録させていただきます。登録済みの警報器には交換期限(取替予定年月)を記入していますので、ご確認ください。また交換期限(取替予定年月)の記入のない警報器は未登録の場合がありますので、お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。登録された警報器の交換期限到来時に、東京ガスまたは指定の販売店より期限切れをお知らせしますので、ぜひ新しいものとお取り替えください。なお、お客さまが転居された場合など、期限切れのお知らせができないこともあります。

■個人情報保護法に関する東京ガスの対応について

■警報器に関するお客さまの個人情報は、上記の交換期限経過のお知らせを行うほか製品の品質向上のための修理点検記録収集やアフターサービス全般のために使用し、それ以外の目的に使用することはございません。

■東京ガスは上記を実施するためにお客さまの個人情報を協力企業(ライフパル各社、エネスタ・エネフィット、その他弊社製警報器取り扱い企業)と共同利用いたします。その場合、お客さまの個人情報を安全かつ適切に利用するよう努めます。

■お客さまが上記の個人情報の利用をお認めにならない場合は、お手数ですがその旨をお申し出ください。

A173ETT 0908(00)5K

各部のなまえとはたらき

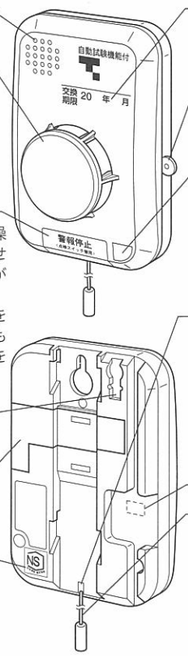

- **●警報スピーカー**
  警報音が鳴ります。
- **●煙感知部**
  煙を感知します。
  火災などにより、警報器周囲の煙が一定濃度以上になると、それを感知して警報を発します。
- **●警報停止/点検スイッチ**
  警報停止/点検スイッチを操作する*と警報音を停止させたり、定期点検を行うことができます。
  ★警報停止/点検スイッチを押すことまたは、引きひもを引いて操作することをいいます。
- **●起動プラグ収納部**
  引き抜いた起動プラグを収納します。
- **●電池カバー**
  内側に電池が収納されています。
- **●鑑定合格証票**
  日本消防検定協会の鑑定に合格したことを示します。
- **●交換期限**
  警報器の交換期限が表示されています。
- **●起動プラグ**
  引き抜くと、電源が「入」状態になります。
- **●ランプ(赤色・緑色)**
  警報時に赤ランプが点灯します。
  電池切れや故障しているときは、緑ランプが10秒おきに1回または3回点滅します。
- **●引きひも取付穴**
  この穴に引きひもを取り付けます。(出荷時は引きひもを本体に取り付けています。)
  ※ 引きひもは警報停止/点検スイッチ側から取り付けます。取付要領書を参照してください。
- **●火災連動入出力端子**
- **●引きひも(約70cm)**
  引きひもを引くと、警報音を停止させたり、定期点検を行うことができます。
  引きひもを使用しない場合は取りはずしたり、使用しやすい長さにカットして使用できます。

安全上のご注意

ご使用前に必ずお読みいただき、お客さまや他の人々への危害や損害を未然に防止するために、必ずお守りください。
注意事項は、誤った取り扱いによる危害や損害の程度を、以下の表示で区分しています。

⚠危険	誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定される」内容を示します。
⚠警告	誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う可能性が想定される」内容を示します。
⚠注意	誤った取り扱いをすると「傷害を負う可能性および物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容を示します。

絵表示の内容

- 「一般的な禁止」事項を示しています。
- 「分解禁止」事項を示しています。
- 「水ぬれ禁止」事項を示しています。
- 「必ず行う」事項を示しています。

⚠危険

火災の警報音が鳴ったら、以下の内容を必ず守ってください。

必ず行う　火元を確認し、消火してください。

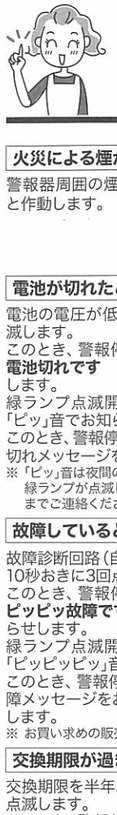

警報器のお知らせ機能について

火災による煙が発生したときは

警報器周囲の煙が一定濃度以上になると作動します。

ウーウーカンカンカン
火事です　火事です

赤ランプ
点灯

電池が切れたときは

電池の電圧が低下すると、緑ランプが10秒おきに1回点滅します。
このとき、警報停止/点検スイッチを操作すると、**「ピッ電池切れです　販売店に連絡してください」**とお知らせします。
緑ランプ点滅開始から1週間経過すると約50秒おきに「ピッ」音でお知らせします。
このとき、警報停止/点検スイッチを操作すると、上記電池切れメッセージをお知らせし、以後「ピッ」音は停止します。
※「ピッ」音は夜間の寝室でも動作しますのでご了承ください。
　緑ランプが点滅した時点で、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

ピッ　電池切れです
販売店に連絡してください

緑ランプ
点滅

故障しているときは(右欄、自動試験機能を参照)

故障診断回路(自動試験機能)が作動すると、緑ランプが10秒おきに3回点滅します。
このとき、警報停止/点検スイッチを操作すると、**「ピッピッピッ故障です　販売店に連絡してください」**とお知らせします。
緑ランプ点滅開始から1週間経過すると約50秒おきに「ピッピッピッ」音でお知らせします。
このとき、警報停止/点検スイッチを操作すると、上記故障メッセージをお知らせし、以後「ピッピッピッ」音は停止します。
※ お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

ピッピッピッ　故障です
販売店に連絡してください

緑ランプ
点滅

交換期限が過ぎたときは

交換期限を半年以上過ぎると緑ランプが10秒おきに3回点滅します。
このとき、警報停止/点検スイッチを操作すると、**「交換期限を過ぎています　販売店に連絡してください」**とお知らせします。
※ お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

交換期限を過ぎています
販売店に連絡してください

緑ランプ
点滅

〈この警報器には自動試験機能があります。〉

この警報器は電池切れまたは故障した場合、自動的に検知し、お知らせする自動試験機能を備えています。

おねがい

自動試験機能では、すべての故障は検知できません。
緑ランプが点灯しなくても1ヶ月に1度の定期点検を行ってください。

〈この警報器には火災連動入出力機能があります。〉

この警報器はいずれかの警報器が作動すると、接続した全ての警報器の警報音を鳴動させることができる火災連動入出力機能を備えています。
火災連動仕様の警報器を最大10台接続することにより、相互に警報音を鳴動させることができます。
※火災連動入出力機能をご使用の際には、接続用リード線(別売部品　型式:B-SEN)が必要です。

おねがい

火災連動入出力機能を使用する場合は、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

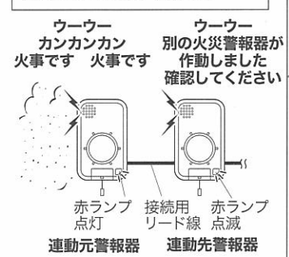

●火災連動時の動作

火災を感知した警報器(連動元)が作動すると、その他の接続された警報器(連動先)が右図のように作動します。

●連動警報を止めるには

連動元警報器の警報停止/点検スイッチを操作すると、全ての警報器の警報音が約5分間停止し、連動先の赤ランプは消灯します。

連動先警報器の警報停止/点検スイッチを操作すると、その警報器のみの警報音が約5分間停止します。
連動元警報器の煙感知部に煙が残っている場合は、約5分後に再び全ての警報器の警報音が鳴動します。

⚠危険

必ず行う　消火が不可能なときは、避難してください。

⚠警告

分解禁止　分解や改造はしないでください。
故障の原因となります。

禁止　衝撃を与えないでください。
故障の原因となります。

必ず行う　定期的に(1ヶ月に1度)警報停止/点検スイッチを操作して、警報器が正常に作動するか点検をしてください。また、1週間以上留守にされたときは、警報器が正常に作動するか点検をしてください。

⚠警告

必ず行う　警報器の取り外し・取り付けを行うときは、安定した踏み台を使い、十分注意してください。
転落・転倒・落下によるけがの恐れがあります。

⚠注意

禁止　取付位置を移動させないでください。
警報の遅れの原因となります。
取付位置を変える必要が生じたときは、お買い求めの販売店または東京ガスにご相談ください。

禁止　警報器の前に物を置いたり、取り付けたりしないでください。
警報の遅れの原因となります。

禁止　設置後、5年(交換期限)を過ぎた警報器は、新しい警報器とお取り替えください。
正常に作動しない恐れがあります。交換期限は、警報器本体に表示しています。

⚠注意

禁止　引きひもを引っ張って火災警報音を止めるとき、および定期点検をするときは、強く引っ張らないでください。
警報器の落下や、ひも切れの恐れがあります。

禁止　取付ねじ1本で壁面に取り付けられている場合は、引きひもを手前方向に引っ張らないでください。
警報器の落下や、取付板が破損するおそれがあります。

必ず行う　噴霧式殺虫剤を使用するときは、以下の内容を必ず守ってください。
- ●警報器をポリ袋などで覆ってください。
- ●噴霧が終わったら、換気後、ポリ袋を取り除いてください。

誤作動の原因となります。

必ず行う　警報器の取り外し・取り付けを行うときや、警報器をポリ袋で覆うときは、安定した踏み台を使い、十分注意してください。
転落・転倒・落下によるけがの恐れがあります。

水ぬれ禁止　警報器を水につけたり、水をかけたりしないでください。

禁止　お客さまがご自身で電池交換することはできません。
電池が切れたときは、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

1 『ウーウーカンカンカン 火事です 火事です』と鳴ったときの処置のしかた

⚠危険

警報音が鳴り、**消火が不可能なときは、避難してください。**

【赤(火災警報)ランプが点灯】

火元を確認し、119番へ通報するなどの適切な処置をしてください。

1 火元の確認をしてください。

2 必要な消火手段をとってください。

119番への通報

初期消火

警報器周囲の煙が一定濃度以下になると、警報音が鳴りやみ、赤(火災警報)ランプが消灯します。

2 火災以外で警報音が鳴ったときの処置のしかた

火災以外の煙で火災警報音が鳴ったときは

1 ドアや窓を開け、しばらく換気を続けてください。

2 警報器周囲の煙が一定濃度以下になると、警報音が鳴りやみます。

※警報音が鳴りやまない場合は、「故障かな?と思ったら」を参照してください。

〈火災警報音を止めたいとき〉

警報停止/点検スイッチを操作してください。警報音が止まります。

※警報器周囲の煙が一定濃度以下になっていない場合は、5分後に再び火災警報を発します。

警報音が鳴った原因について

以下の原因が考えられますので、調べてください。

- ●スプレー式殺虫剤、ヘアースプレーが警報器に直接かかったとき。
- ●タバコの煙を警報器に吹きかけたとき。
- ●調理の煙や湯気などが警報器にかかったとき。
- ●噴霧式殺虫剤などの煙殺虫剤を使用したとき。
- ●警報器が結露したとき。
- ●線香の煙が警報器にかかっているとき。
- ●砂、ホコリ、虫などが警報器の煙感知部に侵入したとき。

お手入れのしかた

1 警報器を取り外してください。

2 警報器および取付部付近の壁面の汚れをふき取ってください。

布を水または石けん水に浸し、よく絞ってからふき取ってください。
このとき、煙感知部の網にふれないように、注意してください。

おねがい

- ●お手入れするときは、警報器の内部に水が入らないように注意してください。
- ●お手入れするときは、アルカリ性洗剤、塩素系漂白剤、ベンジン、シンナー、アルコールは使わないでください。
  アルカリ性洗剤などを使うと、警報器本体の表面を傷めることがあります。

3 警報器を取り付けてください。

警報器の取り外し・取り付けかた

■壁面に取り付けている場合

取り外しかた

取り付けかた

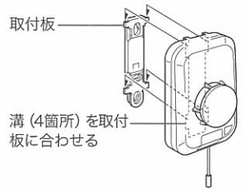

■天井面に取り付けている場合

取り外しかた

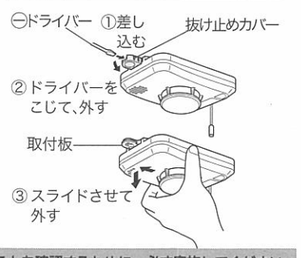

取り付けかた

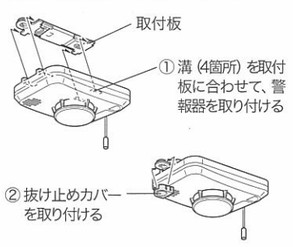

噴霧式殺虫剤を使用するときは

殺虫剤(くん煙殺虫剤、加熱蒸散殺虫剤なども含む)を使用する際は、誤作動のおそれがありますので、警報器を取り外すかポリ袋で覆ってください。
噴霧が終わったら、換気後、必ずポリ袋を取り除いてください。

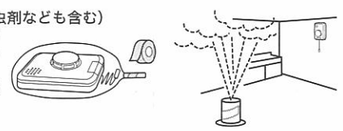

故障かな?と思ったら

こんなときは	ここを確認して	こう処置してください
火災ではないのに火災警報動作する。	調理の煙、浴室からの湯気などが警報器にかかっている。	室内を換気してください。警報が多発する場合は、取付場所に問題がある可能性があります。お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。
火災警報動作が止まらない。	煙感知部内部に砂やホコリ、虫などがついている。	煙感知部内にうちわ、ドライヤー(冷風)などで風を送り、砂やホコリ、虫などを取り除いてください。それでも止まらない場合は、警報器側面に起動プラグを差し込み、お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。
約10秒間隔で緑色ランプが点灯する。 約50秒間隔で「ピッ」音(または「ピッピッピッ」音)が鳴る。	警報停止/点検スイッチを操作したとき、「ピッ　電池切れです　販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。	電池が消耗しています。お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。
	警報停止/点検スイッチを操作したとき、「ピッピッピッ故障です　販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。	警報器の故障が考えられます。お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。
警報停止/点検スイッチを操作しても音声警報が鳴らない。	起動プラグがささったままになっている。	起動プラグを抜いてからもう一度警報停止/点検スイッチを操作してください。
	電池が切れている。(電池切れ表示をしていた。)	お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。

電池が切れているとき、または警報器側面に起動プラグを差し込んだ状態では煙を感知できず、火災警報動作をすることができませんのでご注意してください。

仕様

項目	仕様
種別	光電式住宅用防災警報器
感知方式	煙感知方式(光電式2種)
定格	DC3V、300mA
電源	専用リチウム電池(DC3V)　CR17450E-R-CN26
試験機能	自動試験機能
警報音量	70dB(A)／m以上
外形寸法	幅80×高さ129×奥行き33mm
質量	約130g(電池を含む)
火災連動入出力	接点容量　DC30V、100mA
使用温度範囲	0℃～＋40℃(結露しないこと)
復旧	自己復旧方式
付属品	取付板、抜け止めカバー、はずれ防止パーツ、石膏ボードピン(5本) 取付ねじ(2本)、取扱説明書(本書)、取付要領書、保証書 引きひも(点検ツマミ付)(本体に取り付けられています。)

アフターサービスについて

- ■この警報器は、5年間の無償保証です。この取扱説明書に書かれている内容を守っていただいた上で警報器が正しく作動しないことが判明した場合には無償でお取替えいたします。ただし、保証書裏面記載の保証の適用除外の項目に該当する場合はこの限りではありません。保証書をご参照ください。
- ■この警報器の交換期限は、お取付後5年間です。交換期限とは警報器の所定の性能を維持できる期限であり、5年を経過したものは、規定の煙濃度で警報しないなど誤作動の恐れがありますので、ぜひ新しい警報器とお取替えください。
- ■保証書に取り付け年月および販売店名の記入のないものは無効となることがありますので、お取り付け時にご確認ください。
- ■保証書は大切に保管してください。
- ■アフターサービスについて、ご不明な点がありましたらお買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。
- ■作動点検をご希望の場合には有償にて、リースをご利用の場合は通常範囲内の場合(注)であれば無償にて点検いたします。お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。
- ■警報器の交換期限到来時には、東京ガスからのダイレクトメール送付、または販売店からの電話等により、その事実をお知らせします。
- ■お引越しの場合の取り扱い
  ①リース品
  リース品は転居先に持っていかないでください。
  リース料金は、ガスメータ閉栓(ガス料金の最終検針)の月までご請求し、次月以降請求することはありません。ただし一括リース契約の場合はのぞきます。
  リース警報器は原則として、東京ガスまたは指定の販売店が、ガスメーター閉栓時に取り外させていただきます。なお、家主さんが契約されている場合は、家主さんにご相談ください。
  ②現金またはカード払いなどによるお買上げ品
  お客さまご自身が東京ガス供給エリアの新住所にお持ちいただいた場合は、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。
  無償で再設置のうえ、新住所での設置先登録をさせていただきます。
- (注)ひん繁な回数、多くの個数、他の設備点検にともなう場合など有償となる場合もあります。

廃棄について

廃棄する場合は、お近くの東京ガスライフバルまたはエネスタまでご持参くださいますようご協力をお願いします。ご自分で廃棄するときは、本体と電池を分別することができます。
※この製品に使用している電池は、「一次電池(リチウム電池)」ですので、一般の不燃ゴミとして廃棄できますが、廃棄方法は各自治体の指示に従ってください。
本体と電池を分別する場合は、本体裏の電池カバーを開け、電池を取り出してください。電池のコネクタはショートしないようにテープなどを巻いてください。

TOKYO GAS　共通お問い合わせ先

0570-002211 ※弊社お客さまセンターへ転送されます。

● 日立、甲府、群馬、熊谷、宇都宮の各エリアのお客さま、およびPHS等共通お問い合わせ先をご利用できない場合は、下記へお問い合わせください。

ガスご使用場所	お問い合わせ先
千代田・中央・大田・品川・港区	03(5722)0111
渋谷・目黒・新宿・中野区	03(5722)3111
江東・墨田・台東・文京・荒川区	03(3842)0111
葛飾・足立・江戸川区、草加・八潮・三郷市	03(3603)0361
千葉・四街道・八街・印西・八千代・佐倉・白井市、印旛・本埜村	043(242)6121
木更津・君津・袖ヶ浦・富津市	0438(23)1245
世田谷区、調布・狛江市	03(3426)1111
杉並区	03(3396)1111
武蔵野・三鷹市	042(254)0111
東久留米・西東京・清瀬市	042(463)0111
立川・東村山・小平・国立・多摩・稲城・日野・国分寺・小金井・府中・東大和・所沢市	042(524)2111
八王子市	042(645)0511
練馬・豊島・北・板橋区、朝霞・和光・新座市	03(5394)7700
さいたま・川口・戸田・鳩ヶ谷・蕨・上尾・蓮田・久喜市、伊奈・蒜蒲・白岡町	048(651)1131
横浜市	045(948)1100
川崎市	044(245)2211
逗子・鎌倉・藤沢市、葉山町	0466(26)0111
横須賀・三浦市	046(823)1570
町田・大和・相模原・座間・海老名・綾瀬市、城山町	042(742)6721
茅ヶ崎・平塚・南足柄市、寒川・大磯・中井・開成町	0463(22)2616
竜ヶ崎・牛久・つくば・取手市、利根・阿見町	0297(62)8111
日立市	0294(22)4131
甲府・中央市、昭和町	055(253)1341
高崎・前橋・藤岡市、榛名町	027(322)2523
熊谷・行田・鴻巣・深谷市	048(522)5171
宇都宮・真岡市、上三川・芳賀・高根沢町	028(634)1911

● インターネットでのお問い合わせ・カタログのご請求等は、下記までお願いいたします。
「ご家庭のお客さま向けホームページ」 http://home.tokyo-gas.co.jp
■ ご使用に際しての機器に関するお問い合わせは、上記のお問い合わせ先、または販売店にお願いします。

販売店名

製造者
新コスモス電機株式会社
〒105-0013　東日本支社/東京都港区浜松町2-6-2
〒532-0036　本　　社/大阪市淀川区三津屋中2-5-4

■ 所在地・電話番号などは変更がある場合がありますので、その節はご容赦願います　(平成20年4月現在)

定期点検 重要

定期点検は火災警報器の維持管理上必要な要件です。正常に作動することを確認するために、必ず実施してください。

警報器は定期的に(1ヶ月に1度)以下の手順で警報停止/点検スイッチを操作して、正常に作動するか点検してください。

⚠警告

- ●1週間以上留守にされたときは、必ず警報器が正常に作動するか点検をしてください。
- ●点検時、決してライターなどの炎を使用しないでください。
  警報器の破損や火災の原因になります。
- ●点検をするときは、必ず安定した台に乗って行ってください。
  転倒してけがをするおそれがあります。

※ 使用温度範囲外での使用や、ホコリなどが多い場所に取り付けたとき、頻繁に点検された場合、長時間音声警報を鳴らされた場合などは電池寿命が短くなる場合があります。

警報停止/点検スイッチを操作して、警報器が正常に作動するか点検をしてください。
① 警報停止/点検スイッチを約1秒間操作すると「ピッ」と開始音が鳴ります。
② 赤ランプが点灯して、「ウーウーカンカンカン　火事です　火事です」と音声警報が鳴ります。
※連動信号は出力しません。
③「ピー」と終了音が鳴り、監視状態に戻ります。
警報器が正常でない場合は、「ピッ　電池切れです　販売店に連絡してください」、「ピッピッピッ故障です　販売店に連絡してください」または「交換期限を過ぎています　販売店に連絡してください」と音声でお知らせしますので、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

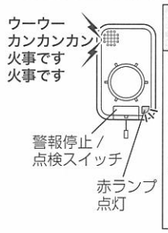

火災連動入出力機能を使用している場合は、6ヵ月に1度、連動が正常に作動するか点検してください。

①警報停止/点検スイッチを操作すると「ピッ」と鳴り、そのまま3秒間操作し続けてください。
「ピッピッ」と開始音が鳴り、火災連動出力が出力されます。
②赤ランプが点灯して、「ウーウーカンカンカン　火事です　火事です」と音声警報が鳴ります。
※このとき連動先の警報器も音声警報が鳴ります。
③1分後に「ピー」と終了音が鳴り、監視状態に戻ります。
※1分以内に点検を終了したい場合は、警報停止/点検スイッチを約1秒間操作すると、「ピー」と鳴り、終了します。
※連動先の警報器の音声警報が鳴りやみます。